

財団法人東燃国際奨学財団

外国人留学生に対する 奨学生募集要項

財団法人東燃国際奨学財団（以下『本財団』という）は、我が国の大学院に在学する私費外国人留学生の中から、奨学生を下記により募集する。

記

1. 応募資格

- (1) 日本の大学院に教育を受ける目的で入国した私費外国人留学生（出入国管理令及び難民認定法別表第一に定める『留学』に該当する者）
- (2) 2007年4月現在、次のいずれかに在学する年齢35歳以下の者
 - 大学院修士課程 1学年
 - 大学院博士課程 学年を問わない（留年は不可）
- (3) 経済的援助を必要とし、健康で学業成績が優秀な者
- (4) 他の財団から奨学金を受けていない者

2. 奨学金の支給条件

(1) 奨学金の額

大学院修士課程	月額	150,000円
大学院博士課程	月額	150,000円

(2) 奨学金支給期間

大学院修士課程	2007年4月から原則1年間、再応募により最長2年間
大学院博士課程	2007年4月から原則1年間、再応募により最長3年間

(3) 奨学金の休止及び停止

- ① 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席した時は、当該休学または欠席の期間奨学金の支給を休止することがある。
- ② 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要があると認められた時は、奨学金の支給を停止することがある。

- ③ ①または②により奨学金の支給を休止若しくは停止された者が、その事由が止んだことを在学の大学長を経て願いでた時は、奨学金の支給を復活することがある。

(4) 奨学金の打ち切り

奨学生が次の①から⑤のいずれかに該当すると認められた場合は奨学金の支給を打ち切ることがある。

- ① 申請の記載事項に虚偽が発見された時
- ② 在学学校で処分を受け、学籍を失った時
- ③ 傷痕、疾病などのために成業の見込みがなくなった時
- ④ 学業成績または性行が不良のため成業の見込みがなくなった時
- ⑤ その他奨学生としての応募資格を失った時

(5) 転校

奨学生が転校した時は、特別の事由があると認められる場合を除き、奨学金の支給を辞退したものと見なす。

(6) 卒業

奨学生が奨学金の支給期間内において、在籍する大学を卒業した時は、卒業時をもって奨学期間は満了したものと見なす。

(7) 返納

奨学金の支給後において、(3)の①、②または(4)の事由が生じていたことが判明した場合には、既に支給した奨学金の全部または一部を返納させることがある。

3. 応募手続

- (1) 奨学生に応募するものは、別紙『様式 I』の申請書に所用事項を記載し、写真(上半身 4×5 cm) 2枚(1枚は所定の位置に貼付し、1枚は貼付せず、裏面に記名)及び次の書類を添えて、在学する大学において指定する日までに大学長に提出しなければならない。

- ① 成績証明書(現課程のものを入手不可能な場合、前課程の証明書を添付)
- ② 指導教官の別紙『様式 III』の推薦状
- ③ 登録原票記載事項証明書(原本)(在留資格『留学生』が明記されているもの)
- ④ 健康診断書(但し採用後、学内健康診断書提出で可)

(2) (1)の申請書が提出された時は、大学長は奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適当と認めた者につき別紙『様式Ⅱ』による推薦状を付して本財団に推薦する。

4. 選考及び決定

本財団は、3.により大学長から推薦があった時は、本財団選考委員会に諮り、奨学生を決定し、大学長及び本人に通知する。

5. 成績表等の提出

毎学年度末、大学院奨学生は研究報告書を本財団理事長宛提出しなければならない。

6. 問合せ先

~~財団法人東燃国際奨学財団 事務局~~

~~住 所 〒108-8005 東京都港区港南 1-8-15 Wt. 17F~~

~~T E L 03-5495-2781~~

~~F A X 03-5495-2785~~

~~e-mail atsuko.yamada@coffee.ocn.ne.jp~~

~~H P <http://www.tonen-zaidan.or.jp/index.html>~~

~~担 当 山田 敦子~~

以上

専攻事務に問い合わせると